諮問番号：平成２８年度諮問第８号

答申番号：平成２８年度答申第１１号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年５月１０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１） 帰住地が○○市内にあるのに却下した事は不当である。

（２） 中央法規出版「生活保護手帳２０１５」第２実施責任１２（３）に該当する。よって、帰住地を現在地とみなす（「生活保護手帳」には「帰住地を現在地とみなすこと」とあり「みなしてもよい」ではないので、帰住地が現在地となる。）ので、たとえ別所に居住していても○○市を現在地とし、居住地とすべきである。△△市内にある前住居（以下「前住居」という。）を居住地として生活保護申請を却下するのは不当である。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１） 本件についてみると、審査請求人は、○○市内の審査請求人の弟宅（以下「弟宅」という。）を転入住所として保護開始申請を行ったが、処分庁が調査したところ、審査請求人は朝、弟宅を出て、前住居に移動し、３度の食事、洗濯や入浴を済ませた後、２１時半頃に弟宅に戻り就寝するという生活をしていること、また、審査請求人は、前住居の賃貸借契約を解約しておらず、できれば解約せずその住居での生活を継続したいという審査請求人の希望も処分庁において確認したことから、○○市内には居住実態がないものとして、法第１９条第１項及び「『生活保護問答集について』（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正について」（平成２８年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第２（１）に基づき、保護開始申請を却下したことが認められる。

（２） 審査請求人は、別所に居住していても、帰住地を現在地とし居住地とすべきであって、処分庁が、審査請求人の居住地は△△市にあるとして生活保護の開始申請を却下するのは不当である旨を主張する。

　　処分庁の提出した弁明書その他書類に基づき、以下の事実が確認できる。

審査請求人は、平成２４年９月から△△市にて生活保護を受給していたが、平成２７年１２月に逮捕され、収監中の平成２８年２月に保護廃止となった。同年３月１７日、○○市内に居宅を有する弟を身元引受人として保釈が決定され、弟宅に居住することが保釈条件であったが、裁判所に居住地変更を申請すれば認められるとの見込の下、同月１８日付け、審査請求人が居住を希望する△△市において△△市は保護を開始決定した。ところが、その後契約した前住居への居住地変更を裁判所に申請したが認められなかったため、審査請求人は、同年４月９日付けで△△市から弟宅に転出し、△△市の保護が廃止された。その後、弟からの援助は得られず、収入もないため引き続き要保護状態であるとの理由で、同月１１日、処分庁に生活保護開始を申請した。

処分庁は、審査請求人の保釈条件である住居制限がどの程度まで求められているのかを審査請求人の弁護人に尋ねたが、明確な回答は得られなかった。

　審査請求人は、弟宅での住居制限という条件のもと保釈されていることから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。）第２の１２（３）のとおり、弟宅に居住することが予定されているものとして、帰住地である弟宅を管轄する処分庁が、保護の実施責任を負うものと考えられる。

　しかしながら、処分庁は、審査請求人が就寝時間を除く生活の大半を前住居で過ごしていること、審査請求人が前住居での生活を希望していることなどを確認していることが認められ、また、審査請求人も本件審査請求において、△△市内に居住していることを認めている。

　生活保護における居住地とは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第２及び問答集第２（１）のとおり、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいうものであり、また、法第１９条第１項第２号のとおり、現在地とは居住地がないか又は明らかでない場合を指すものである。

これらのことから、保護は所管区域内に居住地又は現在地を有する者に対し行うものとされているところ、処分庁は、請求人は管内に居住地又は現在地がなく、保護の実施責任を負うものではないことから本件却下決定を行ったのであって、その判断及び手続に違法又は不当な点は見当たらず、請求人の主張は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２８年１１月２日　　諮問の受付

　平成２８年１１月４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月２５日

口頭意見陳述申立期限：１１月１４日

　平成２８年１１月７日　　第１回審議

　平成２８年１１月１０日　処分庁に対する主張書面等の求め

　　　　　　　　　　　　　１１月１８日受領

平成２８年１２月１２日　第２回審議

　平成２９年１月１３日　　第３回審議

　平成２９年２月６日　　　第４回審議

　平成２９年３月１０日　　第５回審議

**第５ 審査会の判断**

　記録によれば、以下の事実が認められる。審査請求人は、刑事訴訟法（昭和２３年７月１０日法律第１３１号）第９３条第３項に基づき、○○市内にある身元引受人たる弟の住居に居住することという保釈の条件が附されたため、平成２８年４月８日、前住居のある△△市から転出し、弟宅に住民票を設定して転居した。そして、同月１１日に、処分庁に生活保護開始を申請した。処分庁は生活保護開始の是非を検討し、平成２８年４月２８日のケース診断会議で本件処分をする方針を決定したが、審査請求人は、同日頃には、日中の生活は前住居で行いつつも、夜は弟宅に戻って就寝していた。また、弟からの積極的な援助が期待できない状況の下でも、審査請求人としては鋭意、保釈条件を遵守しようとする意思も認められる。

これらのことから、○○市内に客観的な居住の事実があったものと認めることができる。それにもかかわらず、処分庁はその管内に居住実態がないと判断した点で、本件処分には瑕疵があり、違法又は不当である。

　また、上記平成２８年４月２８日の時点では、審査請求人が○○市内の弟宅に居住するという保釈条件に違反すれば、刑事訴訟法第９６条第１項第５号の規定に基づき保釈が取り消され、その結果、その自立が著しく阻害されるおそれが存在した。処分庁はそのことを十分に考慮すべきであったにもかかわらず、○○市内に居住実態がないとして保護開始申請を拒否した点において、違法又は不当な点が認められる。

以上のとおり、本件処分は違法または不当であり、取り消されるべきである。したがって、本件審査請求は認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子